

2019年2月26日 全11頁

会社法制（企業統治等関係）要綱案③

取締役等関係の見直し

取締役報酬、D&O保険、社外取締役設置義務化など

金融調査部 主任研究員
横山 淳

[要約]

- 2019年1月16日、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会は、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」を取りまとめた。2月14日には、法制審議会総会で承認されている。
- 取締役等に関する規律の見直しに関連する主な項目としては、①取締役の報酬等の決定方針、②株式報酬等の手続、③D&O保険・補償契約（会社補償）、④社外取締役設置義務化などが盛り込まれている。
- 2019年秋の臨時国会への会社法改正法案の提出が予定されているようだ。

はじめに

2019年1月16日、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会は、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」（要綱案）を取りまとめた¹。2月14日には、法制審議会総会で承認されている。報道等によれば、2019年秋の臨時国会への会社法改正法案の提出が予定されているようだ。

今回の会社法改正に向けた議論は、2017年2月の法務大臣諮問を受けたものであり、日本版スチュワードシップ・コード、コーポレートガバナンス・コードの制定・改訂や、政府の施策（日本再興戦略、未来投資戦略など）を踏まえて、コーポレートガバナンスのさらなる強化のための会社法の見直しを行うものと評価できるだろう。

本稿では、要綱案のうち「第2部 取締役等に関する規律の見直し」について紹介する。なお、特に断らない限り、本稿では、上場会社を念頭に説明する。

¹ 法務省のウェブサイト (<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900394.html>) に掲載されている。

1. 取締役等への適切なインセンティブの付与

要綱案における「取締役等への適切なインセンティブの付与」の内容は、大きく「取締役の報酬等」、「役員等賠償責任保険契約」、「補償契約（会社補償）」に分類される。

(1) 取締役の報酬等

【ポイント】

① 次の株式会社の取締役会は、定款又は株主総会決議の定めに基づく「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項（注1）」（報酬等の決定方針）を決定しなければならない（注2）（注3）。

- ・ 監査役会設置会社（公開会社、かつ、大会社であるものに限る）であって、株式について有価証券報告書の提出義務があるもの
- ・ 監査等委員会設置会社

② 取締役報酬議案の提出に当たって、その報酬等を相当とする理由の株主総会における説明義務は、（金額未確定の報酬や非金銭報酬だけでなく）確定金額の報酬も対象とする。

③ 株式報酬や新株予約権報酬などを付与する場合の株主総会決議事項の明確化

④ 上場会社においては、上記③の株式報酬に伴う金銭の払込み、新株予約権報酬の権利行使に際しての出資を不要とする（取締役（注4）（取締役であった者を含む）以外の者による株式引受け、新株予約権行使は不可）。

⑤ 公開会社における事業報告による会社役員の報酬等の情報開示の拡充

（注1）例えば、次のものなどが想定されている。

- ・ 取締役の個人別の報酬等についての報酬等の種類ごとの比率の決定方針
- ・ 業績連動報酬等の有無・その内容の決定方針
- ・ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法（代表取締役に決定を再一任するかどうか等を含む。）に関する方針

（注2）取締役の個人別の報酬等の内容が定款又は株主総会の決議によって定められているときは、この限りではない。

（注3）指名委員会等設置会社については、現行法上も報酬委員会が執行役及び取締役（会計参与設置会社の場合は、会計参与も）の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めなければならない（会社法 409 条 1 項）。

（注4）指名委員会等設置会社の場合、執行役又は取締役。

コーポレートガバナンス・コード（原則 4-2）などを踏まえ、インセンティブ付与としての取締役報酬に関心が寄せられる中、要綱案は、適切なインセンティブ付与の観点から、会社法上の取締役等の報酬に関する規定の見直しを行うこととしている。

本来、会社法上、取締役の報酬等については、定款又は株主総会決議によって、その額、算定方法などを定める必要がある（会社法 361 条）。しかし、実際には、わが国上場企業における

取締役の報酬等について、株主総会では取締役全員の報酬等の総額の最高限度のみを定めて、各取締役への配分は取締役会に委任する、さらには代表取締役に再一任するといった事例がよく見られる。こうした実態を踏まえて、取締役の報酬の決定のあり方に、一定のガバナンスを利かせようというのが、①②の見直しである。

③、④は、取締役に対するインセンティブ付与の代表例と言われる株式報酬、新株予約権報酬について、その手続の明確化や見直しを行うものである。

⑤は取締役報酬に関する事業報告上の開示の拡充を求めるものである。

(A) 報酬等の決定方針

現行法の下では、指名委員会等設置会社に対しては（取締役及び執行役の）「個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」（報酬等の決定方針）を定めることが義務付けられている（会社法 409 条 1 項）。しかし、監査役会設置会社や監査等委員会設置会社に対しては、こうした義務は課されていない。

要綱案では、監査役会設置会社（会社法上の公開会社、かつ、大会社、かつ、有価証券報告書の提出義務会社であるものに限る）及び監査等委員会設置会社に対しても取締役会による「報酬等の決定方針」の決定を義務付けることとしている。

2018 年 2 月 14 日に取りまとめられた「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」（中間試案）²では「報酬等の決定方針」を決定する義務までは求められておらず、要綱案で盛り込まれた事項である（後述(C)も参照）。

「報酬等の決定方針」の具体的な内容は、会社法改正後に制定される法務省令で定められるものと考えられるが、例えば、次のものなどが想定されている³。

- ・ 取締役の個人別の報酬等についての報酬等の種類ごとの比率の決定方針
- ・ 業績連動報酬等の有無・その内容の決定方針
- ・ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法（代表取締役に決定を再一任するかどうか等を含む。）に関する方針

要綱案の内容は、コーポレートガバナンス・コードが、経営陣の報酬について、適切なインセンティブ付けを行うべきことや（原則 4-2）、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきこと（補充原則 4-2①）とも整合的な見直しと言えよう。

なお、2019 年 1 月 31 日には、「企業内容等の開示に関する内閣府令」（開示府令）が改正され、

² 法務省のウェブサイト（<http://www.moj.go.jp/shingi/shingi04900348.html>）に掲載されている。同サイトには、法務省民事局参事官室作成の「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案の補足説明」（以下、補足説明）も掲載されている。

³ 会社法制（企業統治等関係）部会第 19 回会議（平成 2019 年 1 月 16 日）部会資料 28-2（<http://www.moj.go.jp/shingi/shingi04900391.html>） p. 1。

上場会社等の有価証券報告書等における「役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」の開示の拡充が行われている⁴。今後、会社法上、決定が義務付けられる「報酬等の決定方針」と、(金融商品取引法に基づく)有価証券報告書における開示が義務付けられる「役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」との関係の整理なども求められるだろう。

(B) 説明義務

現行法の下では、取締役報酬議案を株主総会に提出するに当たって、取締役の報酬等のうち、「額が確定していないもの」と「金銭でないもの」について、その報酬等が相当であることの理由の説明義務が課されている(会社法 361 条 4 項)。要綱案では、これらに加えて、金銭報酬で「額が確定しているもの」であっても、同様の説明義務を課することとしている。その結果、取締役報酬議案が株主総会に提出される場合には、その種類を問わず、その報酬等が相当であることの理由を説明する義務が、会社(厳密には議案を提出した取締役)に対して課されることとなる。

中間試案でも、取締役報酬議案に関する説明義務の強化が盛り込まれていたが、その内容は異なっていた。中間試案では、取締役報酬議案を株主総会に提出するに当たって、「報酬等の決定方針」の内容の概要と、その議案の内容が「報酬等の決定方針」に沿ったものであると判断した理由の説明義務を課することとしていた。要綱案において、説明義務の内容が変更された理由については、「議案を提出した際には、当該議案が可決された場合における報酬等の決定方針ははまだ存在せず、未確定の報酬等の決定方針について株主総会における説明義務を課することが困難である」⁵と説明されている。要するに、取締役の報酬等は定款又は株主総会決議で定めるといふ、会社法の大前提に立てば、まず先に株主総会の決議があって、その後に株主から委任を受けた取締役会が、その委任の範囲内において、方針を決定するのが筋だということであろう。

もともと、私見だが、要綱案の下においても、「報酬等の決定方針」に関する説明が不要になると解することは妥当ではないだろう。すなわち、「議案の可決後、取締役会等が報酬等の決定方針を定めることが想定されるときは、当該報酬等の決定方針の内容としてどのようなことを想定しているか」ということは、株主が当該議案についての賛否を決定する上で重要な情報であると考えられ、当該議案の内容の合理性や相当性を基礎付けるものである⁶と言える。その意味では、少なくとも、前記(A)により「報酬等の決定方針」の決定義務が課される会社においては、当然、取締役報酬議案の可決後、どのような「報酬等の決定方針」の決定を予定しているのか、について適切な説明責任を果たすことが求められると筆者は考えている。

⁴ 金融庁のウェブサイト (<https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20190131.html>) に掲載されている。これは、2018年6月28日に取りまとめられた金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告―資本市場における好循環の実現に向けて―」(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20180628.html) を受けた見直しである。

⁵ 会社法制(企業統治等関係)部会第19回会議(平成2019年1月16日)部会資料28-2、p.2。

⁶ 会社法制(企業統治等関係)部会第19回会議(平成2019年1月16日)部会資料28-2、p.2。

(C) 代表取締役等への再一任の制限は見送り

取締役の個人別報酬の内容の決定を代表取締役等に再一任する慣行は、利益相反上の問題が生じやすいと指摘されている。こうした指摘を受けて、中間試案では、株主総会決議による取締役（例えば、代表取締役）への授権がない限り、取締役の個人別報酬の内容は取締役会決議によって定めなければならない（代表取締役等への再一任はできない）とする提案を行っていた。この提案は、取締役報酬を巡る昨今の事案を受けて、社会的にも注目されていた。

要綱案では、この代表取締役等への再一任の制限は削除された。その理由についての明確な説明はない。ただ、前記(A)において「報酬等の決定方針」の義務化が盛り込まれたこと、その「報酬等の決定方針」は、代表取締役に決定を再一任するかどうか等を含めた「取締役の**個人別**の報酬等の内容」（下線太字は筆者）に関するものと明確化され、この「報酬等の決定方針に関する事項」や「取締役会の決議による報酬等の決定の委任に関する事項」を含めた事業報告開示が拡充されること（後述(E)）などを踏まえれば、代表取締役等への再一任を、直接、制限する代わりに、開示などを通じた説明義務の強化を図る方針を採用したものと思われる。その意味では、私見だが、要綱案の下でも、代表取締役等への再一任の合理性につき、十分な説明責任が求められることには、何ら変わりはないものと考えられる。

(D) 株式報酬、新株予約権報酬

要綱案は、取締役に対するインセンティブ付与の代表例と言われる株式報酬、新株予約権報酬について、その手続（株主総会での決議事項）の明確化や、可能な報酬スキームの拡大（行使価格ゼロ円のストックオプションなど）を提案している。

これは、コーポレートガバナンス・コードが、経営陣の報酬の決定に際して「中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである」（補充原則 4-2①）と規定していることと関連づけることができるだろう。

(E) 事業報告開示

要綱案は、取締役報酬に関する事業報告上の開示の拡充を求めている。具体的には、会社法上の公開会社を対象に、次の事項の開示を求めることが想定されている。

- ◇報酬等の決定方針に関する事項
- ◇報酬等についての株主総会の決議に関する事項
- ◇取締役会の決議による報酬等の決定の委任に関する事項
- ◇業績連動報酬等に関する事項
- ◇職務執行の対価として株式会社が交付した株式又は新株予約権等に関する事項
- ◇報酬等の種類ごとの総額

なお、特に関心の高かった、個々の取締役が実際に受領した報酬等の開示（個人別の報酬等

の開示)は、ここには盛り込まれていない。上場会社等については、金融商品取引法上の有価証券報告書において、連結報酬等の総額が1億円以上である者について、個々の取締役の報酬等の開示が要求されている。この点は、2019年1月改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令(開示府令)⁷の下でも変更はない。

(2) 役員等のために締結される保険契約(役員等賠償責任保険契約(D&O保険))

役員等賠償責任保険(いわゆるD&O保険)とは、一般に、役員等に対して、損害賠償請求(例えば、株主代表訴訟)がなされた場合に、その役員等が負担する損害賠償金などを、一定の範囲で補填する内容の会社と保険会社との間の契約をいう。現行会社法では、D&O保険に関する特段の定めは設けられておらず、主に実務の中で発展、普及している。

【ポイント】

会社法上、役員等賠償責任保険契約に関する明文の規定を設ける。

- ①役員等賠償責任保険契約の内容は、取締役会決議(注1)によらなければならない。
- ②役員等賠償責任保険契約のうち、取締役・執行役を被保険者とするものなどの締結については、利益相反取引規制等を適用しない。
- ③会社法上の公開会社は、事業報告において、役員等賠償責任保険契約に関する事項(注2)を開示しなければならない。

(注1) 取締役会設置会社以外の会社は、株主総会決議。

(注2) 具体的には次の事項が想定されている。

ア 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者

イ 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要(役員等による保険料の負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって当該役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含む)

要綱案では、役員等賠償責任保険の定義を次のように定めている。中間試案と比較すると、法務省令により、適用対象外となる保険の種類を明示することが明らかにされている。

◇役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者(保険会社)が填補することを約する(株式会社と保険者との間で締結する)保険契約であって、役員等を被保険者とするもの

◇ただし、法務省令で定めるものは除く。具体的には、いわゆる生産物賠償責任保険(PL保険)、企業総合賠償責任保険(CGL保険)、自動車賠償責任保険、海外旅行保険等に係る保険契約が(D&O保険に該当しないものとして)想定されている。

D&O保険には、役員等が損害賠償責任を過度に恐れて職務の執行が委縮することを防止する

⁷ 金融庁のウェブサイト (<https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20190131.html>) に掲載されている。

効果（適切なリスクテイクを促す効果）や、会社が優秀な人材を確保しやすくなる効果が期待されている。その一方で、会社と役員等との間の利益相反の問題や、保険契約の内容によっては、役員等にモラルハザードが生じる危険性が指摘されている。

要綱案は、こうした指摘を踏まえて、会社法上、D&O 保険に関する規定を設けて、同保険の締結が可能であることを明文で示すとともに、内容や手続の適正を担保するために一定の規律付けを行うこととしているのである。会社法上の公開会社に対しては、事業報告における開示も求められている（前記ポイント③）。

なお、中間試案では、株式会社を被保険者とする損害保険契約であって、役員等が受けた損害をその株式会社が補償することによって生ずることのある損害を填補するものについても、D&O 保険に関する規制の対象とされていた。要綱案では「株式会社による補償について適切な規律（筆者注：後述(3)補償契約（会社補償）のこと）が適用されるとすれば、あえて重ねて役員等賠償責任保険契約に関する規律を適用する必要性は大きくない」⁸との理由で、対象には含めないこととされている。

(3) 補償契約（会社補償）

補償契約（会社補償）とは、一般に、役員等が訴訟や当局の調査などの対象になった場合に、その役員等が負担する手続費用や損害賠償金などを、一定の範囲で会社が補償したり、立て替えたりする（あるいは、そうした内容の契約を会社と役員等との間で結ぶ）ことを意味する。

【ポイント】

会社法上、補償契約に関する明文の規定を設ける。

- ①補償契約の内容の決定は、取締役会決議（注1）によらなければならない。
- ②会社とその取締役・執行役との間の補償契約には、利益相反取引規制を適用しない。
- ③補償相当金額の会社による事後的な返還請求、補償の実行についての取締役会報告などの仕組みを整備する。
- ④会社法上の公開会社は、事業報告において、補償契約に関する事項（注2）を開示しなければならない。

（注1）取締役会設置会社以外の会社は、株主総会決議。

（注2）具体的には次の事項が想定されている。なお、会計参与、会計監査人と補償契約を締結しているときについても、同様の規律を設けることとされている。

ア 補償契約を締結する会社役員（取締役又は監査役）の氏名

イ 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含む）

ウ 当該会社役員に対して、いわゆる防御費用を補償した株式会社が、当該事業年度において、問題となった職務の執行に関し、当該会社役員に責任があること又は当該会社役員が法令に違反したことが認められたこと

⁸ 会社法制（企業統治等関係）部会第17回会議（2018年10月24日）部会資料26
<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900381.html> p. 14。

を知ったときは、その旨

エ 当該事業年度において、株式会社が当該会社役員に対して損害賠償金・和解金を補償したときは、その旨及び補償した金額

補償契約（会社補償）についても、前記（2）の役員等賠償責任保険（D&O 保険）と同様、会社と役員等との間の利益相反の問題や、補償契約の内容によっては、役員等にモラルハザードが生じる危険性が指摘されている。要綱案は、会社法上、会社補償に関する規定を設けて、会社と役員等の間での会社補償契約が可能であることを明文で示すとともに、内容や手続の適正を担保するために一定の規律付けを行うこととしているのである。会社法上の公開会社に対しては、事業報告における開示（実際に補償を受けた者や、実際に補償を行った損害賠償金や和解金の額を含む）も求められている（前記ポイント④）。

要綱案では、補償契約により会社が補償できる費用等の範囲を図表1のように定めている。

図表1 補償契約により会社が補償できる費用等の範囲

補償できる費用等	補償することができない費用等
(a) いわゆる防御費用 ◇役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことにより要する費用	◇左記の費用のうち相当と認められる額を超える部分
(b) 損害賠償金及び和解金 ◇役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失 (7) 当該損害を当該役員等が賠償することにより生じる損失 (イ) 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生じる損失	◇株式会社が左記の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該株式会社に対して任務懈怠責任を負う場合…損失のうち任務懈怠責任に係る部分 ◇役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより左記の損害賠償責任を負う場合・・・損失の全部

（出所）要綱案に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

2. 社外取締役の活用等

(1) 業務執行の社外取締役への委託

【ポイント】

- ①利益相反など（社内）取締役が会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、その都度、取締役会決議によって、業務の執行を社外取締役に委託することができる。
- ②上記①により委託を受けた行為を行ったとしても、その社外取締役は、会社法上、社外取締役の要件に反することにはならない
- ③業務執行取締役の指揮命令の下に業務を執行したときは、上記②の限りではない。

これは、社外取締役の要件、特に業務執行との関係を明確化しようというものである。

すなわち、社外取締役が業務執行を行うと、「社外」要件を満たさなくなる（会社法 2 条 15 号イ）。言い換えれば、社外取締役が、社外取締役であり続けるためには、業務執行を行ってはならないこととなる。ところが、実際には、社外取締役が会社の業務活動に関与しているとみられかねない状況が発生し得る。例えば、MBO の際、買収対象会社の経営陣は、同時に買収者でもあって、会社や株主との間で利益相反の立場になる⁹。そのため、「実務上、取引の公正さを担保する措置として、対象会社の社外取締役が、対象会社の独立委員会の委員として、買収者（筆者注：すなわち、対象会社の経営陣）との間で交渉を行う場合等があるが、社外取締役がこのような行為をしたことが『業務を執行した』に該当するか否か」¹⁰といった疑問が生じることとなる。こういった問題を踏まえ、「社外取締役に期待される行為について、いわゆるセーフ・ハーバー・ルール」¹¹を設けるとするのが、要綱案の趣旨である。

ただし、「業務執行取締役の指揮命令の下に業務を執行したとき」は、この限りではないとされている（前記ポイント③）。要綱案に明確な説明はないが、このようなケースでは、社外取締役が実質的に業務執行者の指揮命令下に置かれることとなり、「社外」者としての実効的な監督機能が果たせなくなるため、問題が大きいという趣旨であろう。

⁹ M&A における利益相反問題と社外取締役に期待される役割などについては、経済産業省が設置する「公正な M&A の在り方に関する研究会」における議論も参照。

http://www.meti.go.jp/shingikai/economy/fair_ma/index.html

¹⁰ 会社法制（企業統治等関係）部会第 5 回会議（2017 年 9 月 6 日）部会資料 6

<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi0490088889.html> p. 2。

¹¹ 補足説明 p. 41。なお、市場第一部上場会社に限れば、2018 年 7 月 13 日時点で 91.3%が 2 名以上の独立社外取締役を選任しているとされている（東京証券取引所「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況、委員会の設置状況及び相談役・顧問等の開示状況」（2018 年 7 月 31 日）

<https://www.jpx.co.jp/listing/others/ind-executive/tvdivq0000001j9j-att/nlsgeu00000393cs.pdf> p. 2)。

(2) 社外取締役を置くことの義務付け

【ポイント】

○監査役会設置会社（会社法上の公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る）であって、その発行する株式について有価証券報告書の提出義務を負うものは、社外取締役を置かなければならない。

中間試案の段階では両論併記であったが、最終的な要綱案では、会社法上、社外取締役の選任義務規定を設けることで決着した。もともと、2017年時点で既に東京証券取引所上場会社の96.9%が社外取締役を選任している現状¹²を踏まえれば、上場会社全体への影響は限定的だろう。

社外取締役の選任が会社法上の義務となることで、例えば、社外取締役が死亡、あるいは辞任したことで社外取締役の欠員が生じた場合に、有効な取締役会決議ができなくなることや、社外取締役として選任した者が、実は社外要件を満たさないことが事後的に明らかになった場合に、過去の取締役会決議の有効性が否定されることなどが懸念されることとなる。

この点について、会社法制（企業統治等関係）部会では、次のように社外取締役を欠くことが、直ちに取締役会決議の効力を否定するものではない、との見解をとっているようである^{13 14}。

仮に、会社法において社外取締役を置くことが義務付けられた場合であっても、社外取締役に欠員が生じたことが、直ちに取締役会決議の効力に影響すると考える必要はないと考えられる。当部会においても、仮に、上場会社等について社外取締役を置くことを義務付けたとしても、社外取締役は取締役会の構成員の一人であって、これを特別扱いして、社外取締役を欠くときに有効に取締役会の決議をすることができないとまで考える必要はないという指摘がされている。

そして、会社法においては、指名委員会等設置会社における各委員会等の機関については、その構成員のうち一定数が社外役員でなければならないという規律が置かれているが……中略……これらの規定の定め方とは異なり、「上場会社等は、社外取締役を置かなければならない」という定め方をすることを想定しており、このような定め方であれば、取締役会の決議要件との関係においては社外取締役を特別扱いせず、社外取締役を欠いている場合であっても、直ちに取締役会の決議をすることができないこととなるものではないと整理することができると思われる。

当部会における議論を踏まえると、社外取締役が欠けている状況が長期間に及ぶ場合等には、

¹² 会社法制（企業統治等関係）部会第5回会議（2017年9月6日）参考資料19

(<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi0490088889.html>) p. 3.

¹³ 会社法制（企業統治等関係）部会第17回会議（2018年10月24日）部会資料26、pp. 15-16.

¹⁴ 会社法制（企業統治等関係）部会第18回会議（2018年12月12日）部会資料27

(<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900387.html>) p. 13.

社外取締役が欠けていることが取締役会の決議の効力におよそ影響を及ぼさないとまで言うことは難しいが、社外取締役が欠けた場合であっても、遅滞なく社外取締役が選任されるときは、その間にされた取締役会の決議は無効とならないと解釈することができると考えられる。

(3) 「監査役設置会社の取締役による重要な業務執行の決定の委任」は見送り

前記(1)(2)のほか、中間試案では、監査役設置会社にも、監査等委員会設置会社と同様、取締役会で決議すべき重要な業務執行の決定の一部を担当の取締役へ委任することを可能としようという見直し（いわゆるモニタリング・ボード）が提案されていた。しかし、要綱案では削除されている。例えば、次のような反対意見¹⁵があったことを踏まえたものと思われる。

- モニタリング・ボード化するのであれば、指名委員会等設置会社や監査等委員会設置会社に移行すればよい
 - 機関設計の選択肢が複雑化し、分かりにくくなる
 - 中間試案の提案では、取締役の過半数が社外取締役であることが要件とされており、実務で利用されるとは考えにくい
- など

¹⁵ 会社法制（企業統治等関係）部会第11回会議（2018年5月9日）部会資料18
(<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900352.html>) pp. 107-112 など参照。